

議員提出第3号議案

オウム真理教（アレフ・ひかりの輪・山田らの集団）に対する観察処分の期間更新を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり、足立区議会会議規則第13条第1項の規定により提出する。

令和8年9月25日

提出者

足立区議会議員	くじらい	実
同	くぼた	美幸
同	へんみ	圭二
同	ぬかが	和子
同	吉岡	茂
同	たがた	直昭
同	長井	まさのり
同	はたの	昭彦
同	工藤	てつや
同	石毛	かずあき
同	杉本	ゆう
同	中島	こういちろう

足立区議会議長 伊藤 のぶゆき 様

（提案理由）

政府に対し、オウム真理教（アレフ・ひかりの輪・山田らの集団）に対する観察処分の期間更新を求めるため、本案を提出する。

オウム真理教（アレフ・ひかりの輪・山田らの集団）に対する観察処分の期間更新を求める意見書

オウム真理教は、地下鉄サリン事件をはじめとする数多くの凶悪な犯罪を実行した団体であり、団体規制法に基づき観察処分を受けている。現在も後継団体である「アレフ」、「ひかりの輪」、「山田らの集団」が活動を継続しており、足立区においてもアレフの施設が３か所存在している。

地域住民は「足立入谷地域オウム真理教（アレフ）対策住民協議会」を設立し、解散・撤退を求めて一致団結して精力的に活動を行っており、足立区もオウム真理教対策関係市区町連絡会等を通じ、国に抜本的な対策を要望してきた。

また、足立区議会は、地下鉄サリン事件から３０年となる令和７年に「足立区地下鉄サリン事件風化防止啓発推進条例」を全会一致で可決し、足立区とともに事件の風化防止に努めている。

しかし、アレフは団体規制法に基づく報告すべき事項の一部を報告しておらず、麻原彰晃の二男が２代目「グル」を自称し、麻原彰晃の妻とともに組織運営に関与する実態等について隠蔽している。このような現状から、地域住民が抱えている不安や恐怖の解消には至っていない。

このような状況の中、令和９年１月には団体規制法に基づく観察処分の期間が満了を迎えるが、この観察処分が更新されなければ後継団体の活動実態を把握することが困難となり、区民の不安と恐怖がさらに高まることが懸念される。

よって、足立区議会は政府に対し、オウム真理教（アレフ・ひかりの輪・山田らの集団）について、引き続き観察処分を継続することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出する。

令和 年 月 日

議 長 名

法務大臣

公安調査庁長官 あ て

公安審査委員会委員長